

経済建設委員会会議録

平成23年9月27日 10時38分 開会
11時05分 閉会

網走市議会

午前10時38分 開会

○佐々木委員長

それでは、委員会を開会いたしたいと思いません。

本日の委員会ですが、先ほどの定例会で追加付託されました議案1件と継続審査となっております陳情2件について審議いただきます。

まず、議案第10号平成23年度網走市一般会計補正予算中所管分について、1項目め、労働費、労働福祉施設費について、まず説明を受けてから審議に入りたいと思います。

○三島経済部次長

追加議案資料3ページをごらんください。

平成23年度一般会計、労働福祉施設費、勤労者総合福祉センター管理運営事業、補正予算についてでございます。

補正の理由並びに内容ですが、勤労者総合福祉センターの体育館用温風暖房機につきまして、先日行いました定期点検の結果、設備の老朽化により、燃焼部分に亀裂及び穴が確認され、今後の継続使用に危険性が認められ、急遽、設備更新が必要となったことから、工事費436万8,000円を追加補正しようとするものでございます。

補正額ですが、歳出予算で、補正前の額409万9,000円に補正額436万8,000円を追加し、補正後の額846万7,000円となるものでございます。財源は一般財源でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

ありがとうございます。皆さんから何か質問ございますか。

○平賀委員

定期的な点検で設備のふぐあいが見つかった、それで更新ということですが、更新自体はやむを得ないもので、必要なものだろうというふうには理解をしたいと思えます。それで、実際、更新をこれからされていくということになると、この温風暖房機がまた使えるようになるのは、いつごろからということになるのでしょうか。

○三島経済部次長

補正予算が議決後、入札の手続きをとりまして、工事を行う業者が決定されてから、暖房機を取り寄せるための期間がおおよそ1カ月かかるというふう聞いておりますので、工事自体は二、三日で済むのではないかなというふうなことで考えてお

りますので、もろもろ考えますと1カ月半程度、11月の初旬ころまでには更新を終えたいと、設置を終えたいというふうに考えております。

○平賀委員

それまでの間は、暖房機については使用はできないということになると思いますが、代替策等も、今のところは、それまでの間は、何らかの対応はされずに、この工事が完了するまでは、利用者の皆さんに理解をいただくと、そういう状況であるということよろしいですか。

○三島経済部次長

例年、暖房を入れますのは11月に入りましてから、天候の、気温の状況を見ながら使用しているという状況ですので、2系統で、この設備、温風をしておりますけれども、その2台とも入れかえという形になるものですから、代替策は、現在のところちょっと不可能かなど。できるだけ早く工事を終了するように進めていきたいというふうに考えています。

○平賀委員

状況からいっても、やむを得ないだろうというふうな気がいたします。今後は、その定期点検、作業そのものを、日程を若干早めていくような対応が、この施設に限らず、していく必要があるのかなと思いますが、その辺、何か考え方ありますか。

○三島経済部次長

現在では、おおよそ2年に1回、定期点検を行っております。ことしの1月にも、定期点検ではありませんけれども、ふぐあいが一部生じて、二日間やむなく休館をしたと、体育館を休館をしたという状況がございしますが、定期点検の時期等を、できるだけ前のほうに持ってくるようなことも今後検討していかなければならないというふうなふうに考えております。

○佐々木委員長

そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、この労働福祉施設費につきましては、原案可決すべきものと決定いたします。

次に、商工費、観光費、観光振興費について、まず説明を受けたいと思えます。

○影近観光課長

それでは、平成23年度一般会計、観光振興費、

サンゴ草群生地再生事業の補正について御説明申し上げます。追加議案資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、1の補正の理由及び内容でございますが、卯原内地区サンゴ草群生地の再生に向け、東京農大に、その再生を目的とした調査委託を行うものでありまして、その委託料を追加補正しようとするものでございます。

次に、2の補正額でございますが、歳出予算につきまして、サンゴ草群生地再生事業に70万円を追加補正するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんから質問等ございますか。

○近藤委員

東京農大の委託料70万円ということなんですけれども、具体的にどういう調査メニューに対しての70万円なのかを御説明いただきたいと思いません。

○影近観光課長

サンゴ草群生地の土壌分析、それから、現地モニタリングに関する経費、それとサンゴ草の栽培試験費、主にこの3点でございます。

○近藤委員

この70万円というのは、東京農大に委託するに当たって、東京農大側から示された額ということなのですか。

○影近観光課長

一応、見積もりという形でとっておりまして、トータル的に、概算経費70万円という形です。

○近藤委員

調査で、今後さらに詳しいことをやろうとしたら、またお金がかかるという話が出てくる可能性もあるかと思うのですけれども、この70万円ですべておさまるといふふうに考えていいのでしょうか。

○影近観光課長

見積もりの中では、先ほども申し上げましたけれども、土壌分析、それからモニタリングに関する経費、それとサンゴ草の栽培試験費という形で示されておりまして、年度内につきましては、この経費で何とか足りるのではないかというふうに考えております。

○佐々木委員長

よろしいですか。

○平賀委員

今の質疑の中で、年度内については経費が足りるということで答弁あったところなのですが、そうすると、この70万円という調査の追加補正については、年度内に完了するというを想定されている調査委託事業ということなのですか。

○影近観光課長

年度内に調査結果を求める形で調査委託をするということにしております。

○平賀委員

委員会の中、あるいは一般質問等でも種々指摘あったところでありましてけれども、その調査を受けて、必要な経費をさらに確保していくというような流れになっていると思うのですが、それについての調査、その後の調査につながるものであるという認識で間違いはないでしょうか。

○影近観光課長

東京農大の専門家の方というか、先生にお聞きしたところ、この調査を受けて、今後どういう調査が出てくるかというのは、今の段階でははっきりわからないということでございますので、この調査を受けながら、来年度以降どのようにしていくかというのは、その時点で判断していきたいというふうに考えております。

○平賀委員

そうすると、東京農大の結果を待つということになると思いますが、その間、地元の団体、あるいはそのほかの関係の行政機関等の協議というものも、必要に応じて進めていかなければならないと思うのですけれども、それは、その調査と並行して引き続き行っていくという考え方でよろしいですか。

○影近観光課長

今おっしゃったように、当然、早急に改善策を講じなければならないという部分がございますので、調査と並行しながら、その都度、農大に対して専門的な意見を求めながら、早急に対応していくという形にしたいというふうに考えております。

○平賀委員

それと、そういったアドバイス、今後の事業の遂行に当たってのアドバイスを含めた調査委託というふうに理解をしたほうがいいのかというふうに思うのですが、それでよろしいですか。

○影近観光課長

おっしゃったとおりでございます。

○平賀委員

この事業につきましては、積極的に進めていかなければならないものだろうと思いますし、これから冬に向かっていく中で、土壌のさまざまな調査についても、できるだけ早く行っていかないといけないと思いますので、積極的な事業遂行を求めたいというふうに思います。

○佐々木委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、商工費、観光費、観光振興費につきまして、原案可決すべきものと決定いたします。

次に3番目、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧費について、まず説明を受けたいと思います。

○石川都市開発課長

それでは、議案資料1号の5ページをごらんください。

平成23年度一般会計、道路災害復旧費、補助等災害復旧事業の補正予算について御説明いたします。

補正予算に係る事業の内容ですが、平成23年9月2日から3日にかけて、北海道付近に前線が停滞したことにより、網走地方も大雨に見舞われ、網走市では2日午前4時から3日午前4時までの最大24時間雨量で102.5ミリ、また、2日正午から午後1時までの1時間雨量で21ミリを記録いたしました。この大雨によりまして、市内の道路、河川などに被害が発生し、このうち1カ所を補助災害復旧事業、5カ所を単独災害復旧事業により復旧工事を実施するものであります。

被災状況、箇所につきまして、議案資料6ページの箇所図に基づきまして御説明いたします。

①番の大曲地区、市道第2天都山線ですが、被災概要が、道路のり面崩壊、排水施設の洗掘崩壊、復旧事業費が1,500万円になります。この箇所につきましては、補助災害復旧事業により申請をする予定であります。

次に、②番の呼人地区、市道呼人湖畔線ですが、被災概要は、道路のり面の崩壊、復旧事業費が30万円で、単独災害復旧事業であります。

次に、③番のニツ岩地区、普通河川ポンバイラ

ギ川ですが、被災概要は、河岸のり面の崩壊、復旧事業費が60万円で、単独災害復旧事業であります。

次に、④番の嘉多山地区、市道嘉多山越歳線ですが、被災概要が、道路のり面崩壊、復旧事業費が120万円で、単独災害復旧事業であります。

次に、⑤番、⑥番の稲富地区、普通河川第2千草川2カ所ですが、被災概要は、いずれも護岸の洗掘、復旧事業費がそれぞれ30万円で、単独災害復旧事業であります。

被災の概要、復旧の内容は以上であります。

議案資料5ページに戻りまして、補正の理由及び内容であります。平成23年9月2日から3日にかけて発生した大雨により被災した道路施設等の災害復旧事業を実施するため、工事費1,750万円、工事雑費20万円、合計1,770万円を追加補正するものであります。

補正額ですが、歳出予算では、補助等災害復旧事業で新たに1,770万円を追加補正するものであります。

歳入予算では、補助災害分につきまして、国庫負担率8割となっておりますので、公共土木災害復旧費負担金で1,200万円、公共土木災害復旧債の補助災害分が300万円、単独災害分は270万円をそれぞれ追加補正するものであります。

説明については以上であります。

○佐々木委員長

ありがとうございます。皆さんから何か質問ございますか。

○平賀委員

6カ所について工事をするということですが、災害の復旧をするというのですから、この予算については理解をするところであります。あとは、災害で、復旧が必要な状況にはなっておりませんが、毎回水がたまってしまうだとか、さまざまな指摘の箇所があるのですけれども、それについては、今回のこの予算ではないのだと思うのですけれども、何か対応だとかは、検討はされているのでしょうか。

○石川都市開発課長

近年、大雨が多くなりまして、どうしても道路の低みですとか、河川の曲がりカーブの部分ですとか、どうしても弱い部分が被災するような状況が多く発生しておりますので、今回被災していない箇所につきましても、そういう危険な箇所につ

きましては、計画的に補強なり改修工事を計画的に実施していきたいと考えております。

○平賀委員

特に市民の生活に直結するような部分ですとか、あるいは、学校等、対策が必要な施設の付近の道路の状況について、数年来指摘されているもので、まだ改善に至っていないものも決して少なくないという認識をしております。そういった意味での取り組みも、この災害復旧とは別になりますけれども、できるだけ順序立ててやっていく必要があると思いますが、その辺についても、ぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思います。

○佐々木委員長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、道路災害復旧費につきましても、原案可決すべきものと決定いたします。

次に、陳情第2号軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書提出についての陳情につきまして、前回の委員会で継続審査となりましたので、きょう、再度皆さんに意見をいただきまして審査をしたいと思っておりますので、御意見を願います。

○平賀委員

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書提出についての陳情であります。従来、この軽油引取税については、延長措置がされるかされないかという状況の中で推移してきたものでありますけれども、今回は、この措置を恒久法という形に位置づけ直してほしいという趣旨だというふうに思います。やはり農業が持続的に、この地域、網走の地域で営まれるためには、こういった措置というのは必要不可欠だと思いますし、農林漁業用のA重油についても同じような状況があると思います。特に麦乾施設等で相当たくさん使われている状況もあって、以前は、この部分の高騰について、別途補正予算が組まれるという経過もありました。そういった意味でも、特例措置の恒久化というのは必要だというふうに思いますので、採択ということでお願いしたいと思っております。

○佐々木委員長

そのほか。

○七夕委員

今、平賀委員からも話があったように、地元の農業としても基幹産業なものですから、守っていくということで、この部分に関しては採択というふうに、私も賛成します。

○佐々木委員長

そのほかどうでしょうか。

○山田委員

私も七夕委員と同じ考え方で、採択でよろしいです。

○佐々木委員長

近藤委員はどうでしょうか。

○近藤委員

私もこの陳情二つについては賛成をしたいというふうに考えているのですけれども、ちょっと気になることは、前回の委員会で議論になった、その恒久化という言葉はどう考えるかという点で、あくまでも、軽油引取税の課税免除措置というのは、この軽油引取税は道路特定財源から一般財源化をしたときに出てきた措置であって、では、その道路特定財源の時代というのは、道路を使う人から税金を取りましょうということで、農業者は対象になっていなかったのです。ところが、一般財源になることによって、広く税を徴収しようということで、農業者も対象になるのだけれども、もともと取っていなかった人たちなので、激変緩和措置という形でこの課税免除という扱いが生まれたというふうに私は認識しています。その特別措置を恒久化を求めるというのであれば、そもそも、道路特定財源から一般財源化したこの税制そのものに対して、もう一度考え直してくれという言い方のほうが、より適切なのかなというふうに私は思います。軽油引取税という現行税制の中での免除措置というものを続けてほしいというのであれば、それは存続、継続であって、恒久化をあくまでも求めるのであれば、軽油引取税を含む、要は揮発油税の税制を抜本的に見直し、農業者が課税免除されるような税制にしてほしいという書き方をしたほうが、よりの確なのかなと思います。

日本全国の自治体の議会にも同じような陳情が出ていまして、あるところでは、存続か継続かという書き方で意見書になっているところもありますし、あるところでは、このまま恒久化という意見書になっているところもあります。その割合は、私の感覚としては半々ぐらいです。なので、細い

ことを言わずに恒久化というような意見書でもいかなと思います。

以上です。

○佐々木委員長

採択の方向でいいということですね。

○近藤委員

そうです、一番最初に言ったように採択です。

○栗田副委員長

前回の委員会でも申し述べましたけれども、今、近藤委員からあったように、税制の抜本的な改革というのはしっかりと進めていかななくてはいけないという、そういう前提はあるのです。その中で、この燃料分野においては、免税軽油を使用するという前提のもとに、実は所得補償も成り立っているのです。当然、これが免税措置がないとなると、所得補償の部分で上乘せをしなくてはいけないということも出てくるでしょうし、そういうふうなベースがあって初めて成り立っている分野だということを理解いただいて、恒久化という文言について、非常に議論をされたところではありますが、現行の税制の中では、やはり恒久化をベースに考えないと、特に当市における農業分野、3品目中心の大型化農業は継続できないということなので、当市において、ほかの地域、いろいろ温度差はあると思うのですけれども、北海道、特にこの地域は大型化、1戸当たりの面積が広大でありますので、その面も含めて、今の制度の中では恒久化を求めるとというのが、マックスの要望だと言ったら変ですけども、当然の農業者としての要望ではないかなというふうに考えますので、採択の方向でお願いいたします。

○佐々木委員長

それでは、全員、いろいろな背景はありますがけれども、意見は採択の方向で一致しましたので、この陳情第2号につきましては採択といたします。

意見書案につきましては、次の陳情第3号が決定してから一緒にお配りします。次に、陳情第3号について進みたいと思います。

平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書提出についての陳情について審議をいたしたいと思います。皆さんから御意見をいただきたいと思います。

○平賀委員

陳情第3号についても採択ということをお願い

したいというふうに思います。東日本大震災及び福島第一原発の事故を踏まえた上で、農林漁業の積極的な再建、あるいは、安全・安心を含めたエネルギー政策を含めて、この陳情では要望になっているというふうに思います。国内の食料生産に対して、やはり責任を政府としては持ってほしいということ、それから、T P Pについては、従来、我々網走としましても、断固反対の立場でありますし、それについてさらに積極的に進めないでほしいと、断じて行わないことということで意見書の中でも言っていますし、生産性の向上、そういった意味でも、こういった陳情を採択していくことで、議会としても必要なことだと思いますので、採択ということをお願いしたいと思います。

○七夕委員

この陳情も先ほどと似たような内容なのですが、全般的に私も賛同したいと思います。

○山田委員

私も同じ考えで採択という判断です。

○近藤委員

私も採択の方向でお願いをしたいと思いますが、先ほども述べたように、特別措置を恒久化するに当たっては、本来的には税制の改正という大枠の中で求めていく書き方が必要だと私は思います。

○栗田副委員長

こちらにも免税軽油の部分が出ていますが、それは先ほど発言したので、大きな問題、平賀委員からありましたけれども、T P P交渉なのです。これは今非常に、野田政権に変わって、進めなくてはいけない時に来ているので、非常にこの部分が、本年度中に大きな問題としてクローズアップされる部分になると思います。これは種々議論がされていることですから、当市においては、断じてやってはいけないという、すべて見解を持っていると思うので、それも含めながら、これをぜひとも採択してほしいと思います。

○佐々木委員長

それでは、陳情第3号につきましても、全員採択の方向ということですので、陳情第3号も採択といたします。

ここで、休憩をして、意見書案を配らせていただきます。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

○佐々木委員長

再開いたします。

意見書案につきましては、陳情の提出内容と変わっておりませんので、この原案どおり、意見書案として提案したいと思います。

提出先につきましては、まず、陳情第2号の軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書につきまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣各通となっております。

陳情第3号につきましても、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣各通となっておりますので、よろしく願いいたします。

では、議案につきましては以上です。

その他に入りますけれども、皆さんにお配りしました行政視察の日程表なのですけれども、糸満市との調整によりまして、一部日程が変更になりましたので御確認ください。

そのほか、理事者から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

委員のほうから何かございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、以上で経済建設委員会を終了します。

午前11時05分 閉会